

不当表示に関する課徴金 解説講座

景品表示法の課徴金制度は、平成28年4月に導入され、翌年度以降毎年10件を超える不当表示に対して課徴金納付命令が行われています。また、令和5年の法改正により、繰り返しの違反行為に対する課徴金の割増しや課徴金制度における返金措置の弾力化が図られています。

一方、薬機法においても、令和3年8月に課徴金制度導入されました。

景品表示法と薬機法において課徴金の対象となる行為は虚偽・誇大広告ですが、その内容や対象者はそれぞれの法律によって異なります。例えば、薬機法では、課徴金の対象となる対象事業者は、「何人も」とされており、景品表示法と異なり広告主以外も含まれます。

また、薬機法の対象商品は、医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品および再生医療等製品が同法で規定されており、その上で、薬機法上の「医薬品」に該当しなくとも、医薬品的効能効果を標ぼうするものは対象となることから、健康食品やサプリメントも含まれます。

今回の講座では、景品表示法および薬機法に関する表示規制に詳しい弁護士をお招きし、

- ① 景品表示違反で課徴金納付命令の対象となった、薬機法の規制対象ともなり得る不当表示について、命令を受けた表示の問題点、未然防止のための対応
- ② 薬機法で課徴金納付命令の対象となる虚偽・誇大広告で規制される事業者や広告内容とともに、薬機法の課徴金制度の概要、景品表示法との適用関係
- ③ 違反の未然防止のための取組、不適切な表示が明らかになった場合の対応など、事業者が適切な表示を行う上で必要な留意点を解説していただくことにいたしました。

法務担当者はもちろんのこと、関係担当者等も是非参加いただき、景品表示法、薬機法等に関する表示についての理解を深め、違反の未然防止にお役立ていただけますと幸いです。事前のメールでの質問を受け付け、当日の質問時間も設けます。本講座は、会場開催とともにライブ配信も行い、1週間のオンデマンド配信がありますので、全国どこからでも、期間中受講者の都合の良い時間に視聴可能です。

講 師	松田 知丈 氏【略歴】、大滝 晴香氏【略歴】（三浦法律事務所 弁護士）
開 催 日	令和6年3月19日（火） 14:00～16:00
会 場	公益財団法人公正取引協会 会議室 東京都港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2F
定 員	会 場:20名（先着順、定員に達し次第締め切ります） 配 信:50名（先着順、裏面の「システム環境」に合致することが前提です） ※会場の開催・定員は、新型コロナ等の状況により、変更させていただくことがあります。
配信方法	Zoomミーティングによるウェブ方式（1週間のオンデマンド配信あり）
受 講 料	会員:7,700円 一般:11,000円（1名当たり、資料代・消費税10%込）
申込方法	裏面をご確認等いただき、e-mail 申込フォーム 又は FAX でお申込みください。

主 催 公益財団法人 公正取引協会

電話03(3585)1241 <https://www.koutori-kyokai.or.jp>

システム環境

●インターネットをご覧いただける環境(通信料は各自負担となります。)

●動作OS

Apple macOS(最新版)、Microsoft Windows(10以上)、Google Chrome OS(最新版)

※ アンドロイド、IOSでのご視聴につきましては、アプリの導入をお勧めいたします。

●動作ブラウザ

Google Chrome(最新版)、Microsoft Edge(最新版)、Mozilla Firefox(最新版)、safari(最新版)

※ 講座の資料につきましては、開講前日までにPDFのURLを送信しますので、そちらのデータをご覧いただくか、各自ハードコピーしてください。

※ 上記環境に該当しても、各社独自のファイアウォールシステム等により、ご視聴いただけない場合があります。詳しくは各社のシステム管理者にお問い合わせください。

※参加に際し、ご遠慮いただきたいこと

・講義の録音、録画、写真撮影その他これに類する行為

・一つの申込みについて、申込者以外の視聴

・講座資料の二次利用(ただし、受講者ご自身及びその所属組織内で利用する場合(例:社内勉強会、日常業務の参考資料等)に限り、複製や再配布を可としております。)

・受講料は、当協会からお送りする請求書によりお支払いください。

・令和6年3月12日(火)以降のキャンセルは、受講料のご負担をお願いいたしますのでご了承ください。

<お申込み・お問い合わせ先>

●[申込フォーム](#)よりお申込みいただくか、下記申込書に記載の上FAXにてお申込みください。

公益財団法人公正取引協会 電話03-3585-1241 / FAX03-3585-1265

●事前質問(個別相談を除く)は、次のメールアドレス又はFAXにて令和6年3月5日(火)までをお願いいたします。FAXの場合は、「景表法・薬機法の不当表示課徴金解説講座質問」である旨の表記をお願いいたします。

質問用電子メールアドレス ganda2023@koutori-kyokai.or.jp

景品表示法・薬機法における不当表示に関する課徴金解説講座 申込書

【必ずチェック】希望の受講方式に☑してください。

← 会場での受講を希望する。

← Webでの受講のみを希望する。

① 会社等の住所	〒□□□-□□□□
② 会社等の名称	
③ 所属部課	
④ 受講者名	
⑤ 電話番号	
⑥ e-mail(必須)	<p>※0(ゼロ)とO(オー)、I(エル)と1(イチ)等の間違いやすいものに入れてください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 当協会から、今後、各種講座についてメールでのご案内を希望されない場合にはチェックを入れてください。</p>

注)請求書及び動画URLをメールで送付いたしますので、メールアドレスは必ずご記入ください。

ご提供いただいた個人情報、当協会からの各種講座の連絡・情報提供以外には使用いたしません。